

消費税は本当に景気悪化の元凶だったのか —差引き国民負担増は実は僅か—

元大蔵省関税局長 米澤潤一

消費税と税関の関係

消費税は税関とも縁が深い。創設初日の平成元年(1989年)4月1日早朝、成田空港へ到着した航空貨物に東京税関成田税関支署が課税、徴収したのが消費税課税第1号である。また、消費税導入に先立つ数か月間、当時の大蔵省は国税組織のみならず文字通り全省を挙げて、その意義、必要性、内容、課税の手続き等について全国的なPRを展開したが、税関もその一翼を担い、管内各地で関係業界のみならず、地方自治体、商工会議所、教育関係者、マスコミその他各方面の有識者や一般市民を対象に説明会の開催、街頭宣伝、パンフレットの配布などを行った。当時横浜税関長だった筆者も陣頭に立って、説明会での講師や知り合いのオピニオンリーダーの方々に対する個別のご進講などに努めた。

国富論で知られるアダム・スミスは、国境で税金を取り立てることは人類の歴史上どのぐらい遡るか判らないほど昔からの慣わし(カスタム)なので、税関のことをカスタムと呼ぶのだと書いている。そのように税関の原点は国境における関税等の徴収にあった。ところが近代国家になると関税以外の租税が次々と導入されて関税の国家財政収入としての相対的地位は低下していった。関税収入への依存度はその国の経済発展段階と逆相関の関係にあり、現在でも先進国が概ね1~2%程度なのに対し途上国では30%に達する国もある。

(注) わが日本がほとんど唯一とあってよいほどの

例外で、開国当初から明治にかけて既に関税収入依存度は低かった。これは安政の不平等条約で関税自主権が奪われていた結果であるが、「災い転じて福となす」でこれが関税障壁に依存しない強い経済を作り出すのに寄与した。これについては本誌2017年2月号の拙稿「横浜税関から見る世界と日本の経済」参照。

戦後の日本について見ると、国税収入に占める関税のシェアは1965年度には6.8%あったものが、消費税導入直前には1.6%にまで低下していた。その結果税関で徴収する税収額は酒税その他の内国消費税を含めても3~4%程度となり、歳入徴収官署としての税関の地位は低下していた。それが消費税導入により反転、消費税率3%時代で概ね6%台、1997年~2013年度の税率5%時代で概ね10%前後、2014年度の税率8%への引き上げ後は13~14%となっている(一部データ不足のため推計)。2019年10月の消費税率10%への引き上げ後のデータはないが、17%程度まで上がっていると推計される。このように消費税の導入と税率引き上げは歳入徴収官署としての税関の地位の復権をもたらした。

他方、影の部分ともいうべき社会問題に金の密輸による消費税還付詐欺の横行がある。2014年度の消費税率8%への引き上げ以降目立って増え、世上を騒がせている。筆者がある専門紙のコラムに書いたところでは2017年度の金地金の輸出は215トンに達していた。消費税額還付金額の商品別内訳の統計はないが、当時の金価格から700億円程度の輸出税還付が行われたと推計される。ところが正規の輸入は僅か5トン、

国内での金生産はせいぜい100トンで、もちろん国内消費もあるから、誰が見ても200トンもの輸出余力があるはずがない。背後に大規模な密輸入があり、税金を払わず密輸した金の輸出で納めてもいない税金の還付を受けるという手口により、数百億円もの金額が詐取されていることは明白であった。当局も必死の努力をして同年度1347件、6.2トンと3年前の10倍の金密輸入摘発を行ったが、全く焼け石に水、桁が違う。その後遅ればせながら、輸出者に対して入手先の証明を求めたり、輸出用のインゴット加工業者の指導などの手続的手当をしたことによりピーク時よりは減ってきたが、2020年でもなお148トンの金地金輸出があり、まだ根絶には程遠い。税関現場の努力に頼るのには限界があり、何か抜本的な制度面での（租税理論上難しいのは重々承知の上であるが、金地金を金融資産と看做して消費税非課税とするとか、せめて輸出時還付には輸入・生産時まで遡った完全な納税記録を徴求するなどの）対策が必要だというのが筆者の持論である。

本稿の狙い

このように税関とも縁の深い消費税であるが、その導入と3次にわたる税率引き上げは、昭和54年大平正芳内閣の一般消費税挫折以来国民に不評で、苦難の連続であった。長年政府税制調査会の委員・会長を務めた故石弘光元一橋大学長の名著『消費税の政治経済学』（2009年日本経済出版社）の初版の帯にも「なぜ、嫌われ続けるのか？」とあった。そして、1997年4月（3→5%）、2014年4月（5→8%）及び2019年10月（8→10%）の税率引き上げ後の景気後退については、恰も消費税がその元凶であるかの論調が主流を占めている。しかし本当にそうだったのだろうかというのが筆者の今日に至るまで抱き続けている疑問である。

本稿は、先ず高齢化社会の到来に対処して、社会保障財源を安定的に確保するために消費税

の導入・増税が必要不可欠な政策であったことを税収構造の観点から簡単に図解した後、しかしながら財源確保、つまり国の財政収入支出バランスの改善という観点からのみ捉えると、これまでの消費増税は見返りの減税や低所得者対策などの負担が大きく、差し引きではほとんど財政収支の改善にはなっていないことを数字で振り返る。

（注）この点に関しては、税率8%までのところについて、拙著『日本財政を斬る』（2016年 蒼天社出版）第四章第四節「消費税の算盤勘定はまだ赤字」で既に紹介している。

ということは、経済全体としてある期間を均してみれば、財政面から景気の足を引っ張るいわゆるフィスカル・ドラッグはあったとしても僅かなはずであった。にもかかわらず、バブルの真只中の1989年の消費税導入時を除き、現実には景気後退は起こった。そこで本稿はその過去3次の消費税率引き上げ後の景気後退の状況を分析し、税率引き上げ前の駆け込みとその反動は別として、本当に消費増税が景気後退の犯人だったのか、それとも不幸にして他の要因が作用したのかをできる限り追跡する。特に1997年秋からの未曾有の景気後退については、筆者が日本銀行の経済調査担当理事としていわばリアルタイムでトレースし、金融政策決定会合で自ら説明してきたところでもあるので、やや詳しく目に紹介する。

最後にこれらを踏まえて、将来さらに必要となる社会保障財源の安定的確保と財政再建の方策を考えるに当たり考慮すべき教訓を探る。目下のところコロナ対策で手一杯、こうした長期的議論は消し飛んでしまった感があるが、国の歳入歳出の推移を表す「鰐の口」の上顎が垂直に立って壊れてしまったような現在の財政状況の改善は、コロナ収束後待たなしの急務となるであろう。その時に備えてながしかの参考材料を提供する、これが本稿の狙いである。

国税主要3税収入額と直間比率の推移

高齢化社会の到来に対処して、社会保障財源の安定的確保と財政健全化を図るためには、消費税の導入・増税が必要不可欠な政策であるということについては、財務省はじめ政府のパンフレット、ホームページ等言い尽くされているので、ここでは繰り返さず、国税収入の構成の推移のみ取り上げる。

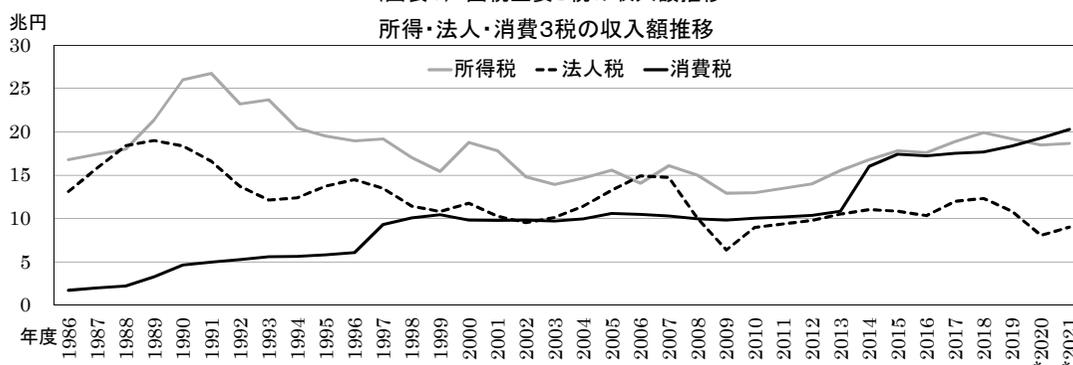
図表1に消費税導入後の所得税、法人税、消費税の収入額を示す。一見して明らかなように所得税、法人税の収入額がこの間の税制改正による増減税を考慮しても、時々景気動向に左右されて極めて変動が大きく財源として不安定であるのと対照的に、消費税は税率引き上げの

平年度化後は階段状に増加しつつ、極めて安定的に推移しており、税収の安定には大きく貢献していることが読み取れる。

また租税構造という見地からも、直接税と間接税の構成割合がほどほどにバランスすることが税収の安定、負担の公平・中立性、脱税防止など諸々の見地から望ましいとされている。消費税導入前は、経済成長に伴い直接税のウェイトが意図した以上にどんどん上がって、直接税偏重になる傾向にあった。これが消費税の導入とその後の税率引き上げで是正され、概ね1965年水準のほぼ55～60%程度(国税)で比較的安定している(図表2)

このようにこれまでの消費税導入・増税は社会経済情勢の変化に即応した税制のあるべき姿を実現するとの目的を達成したと見ることができよう。

(図表1) 国税主要3税の収入額推移
所得・法人・消費税の収入額推移

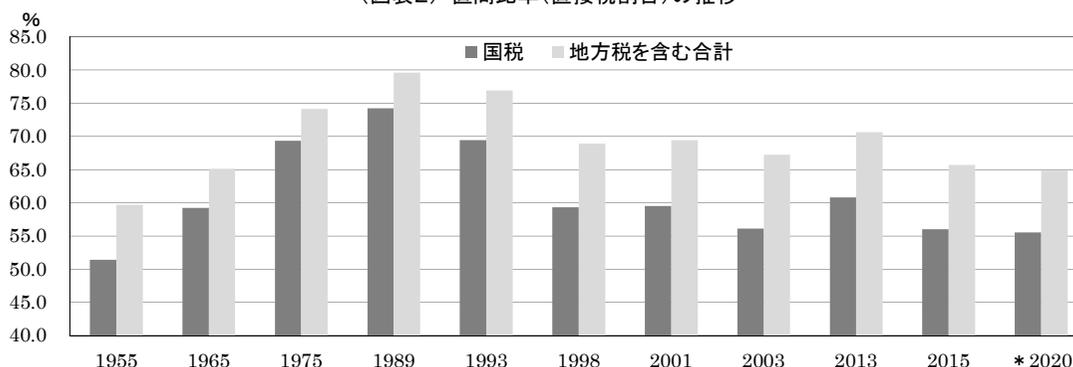


(注1) 2019年度以前は決算額。2020年度は3次補正後、2021年度は当初予算額

(注2) 消費税の1988年度以前は旧物品税等

(資料出所) 財務省資料から筆者作成

(図表2) 直間比率(直接税割合)の推移



(注) 2020年度は当初予算額、それ以前は決算額

(資料出所) 財務省資料から筆者作成

消費増税の財政収支バランス

それでは次に、消費税導入・増税が財政収支バランスにどのように影響したかを、1989年度から4次にわたる各回の増税額と見合い施策とされた減税額と低所得者対策等の歳出増とから、結果としての財政収支への影響額で示す。1989年度、1997年度の2回については計数入りの公定版資料が存在するが、後の2回については存在しないので各種資料を基に筆者の解釈で作成した。

(1) 1989年度消費税導入時

大平内閣の一般消費税が財政再建のための増税一辺倒だったため挫折したという苦い教訓から、1989年度の消費税導入はその前段階である中曽根内閣の1987年度の売上税(税率5%)検討段階から増減税同額といういわゆるレベニュー・ニュートラルで進められた。ところが売上税が最終的に廃案になり、所得減税とマル優廃止だけが先行実施され、ネット減税となったところから次の消費税論議が始まった。その結果最終的に実現した1989年度の税制改正は国・地方を通ずる平年度ベースで2.4兆円もの大幅なネット減税となった(図表3)。

(図表3) 1989年度消費税導入時の国税・地方税合計の増減税バランス(平年度)(兆円)

消費税(税率3%)創設	5.4
既存間接税廃止等	△3.4
ネット間接税増税	2.0
所得減税	△3.1
課税適正化(マル優廃止)	1.2
相続税減税	△0.7
法人減税	△1.8
ネット見合減税	△4.4
差引合計	△2.4

(資料出所) 水野勝『主税局長の千三百日』1993年
大蔵財務協会p255の記述をもとに筆者作成

資料出所にある【水野・1993】では増税合計6.6兆円、減税合計9兆円と整理されているが、いずれにしても消費税は2.4兆円もの大幅減税でスタートしたという歴史を有する。これについて同書はバブルによる増税増があったから可能であったとした上で、「もっとも、この増税の伸びのGNP弾性値を見ると3を超えるという極めて高い数値になっていた。・・・これをそのまま税制改正後の財政見通しに用いることができないことは、当時も指摘されていた」と認めている(同書p257)。

(2) 1997年度の税率引き上げ(3→5%)

1994年2月3日未明、当時の細川護熙首相は総額6兆円の所得税・個人住民税等の先行減税とその財源として3年後に消費税に代えて税率7%の国民福祉税を創設する(消費税廃止との差し引きで9.5兆円のネット増税)、といういわゆる国民福祉税構想を打ち出した。しかしながらこの構想は増減税の差額についての説明が十分でないことや手続的に唐突であったことなどから四面楚歌、連立政権の骨組みまで揺るがしかねない事態となって翌日には白紙に戻り、後は所得税等の先行減税と1995年分の特別減税が残った。紆余曲折を経て、最終的には戦後初の自社連立の村山富市内閣のもとで増減税一体処理が決定され、1994年11月25日に関係法が成立した。ただし、1997年4月からの消費税率2%引き上げ(内1%は地方消費税新設に充てる)部分については1996年9月末までの見直し条項が付されて、実現に不安が残ったが、折からの景気回復に支えられ、橋本龍太郎内閣の下で法律通り1997年4月からの税率引き上げが実現した。(注) この間の経緯については前掲【石・2009】及び水野勝『税制改正五十年一回顧と展望一』(2006年大蔵財務協会)に詳しい

この増減税一体処理による財政収支バランスへの影響は次の図表4の通りである。特別減税約2兆円を除けば今回はネット増収になっている(国分は僅かであるが)が、この特別減税は

(図表4) 1994年税制改正による国税・地方税合計の増減税バランス(平年度) (億円)

	国税	地方税	合計
所得減税			
所得税	△24,240		△24,240
個人住民税		△19,290	△19,290
小計	△24,240	△19,290	△34,530
消費税改正(1997年4月実施)			
税率引上げ(3→4%)	23,840		23,840
特例見直し	2,610		2,610
地方消費税(1%)創設		24,490	24,490
小計	26,450	24,490	50,940
差し引き合計	2,210	14,200	16,410
特別減税			
所得税	△13,760		△13,760
個人住民税		△6,310	△6,310
小計	△13,760	△6,310	△20,070
総計	△11,560	7,890	△3,660

(資料出所) 前掲【水野・2006】p632

一旦廃止されたもののすぐ復活し、さらに倍額に増額されて小削減税に吸収されているので、トータルバランスを論ずるにはやはりこれを含めて考えるべきであろう。そうするとタイムラグはあるものの今回もやはり収支面ではマイナス(減税超過)ということになる。

(3) 2014年度の税率引き上げ(5→8%)

次節で振り返る通り、1997年度の消費税率引き上げが同年秋からの深刻な景気後退の元凶とされたことから、その後長い間消費税増税は政治的議論の俎上にすら登らなかった。財政再建に意欲的だった小泉純一郎総理ですら早々と「自分の内閣では消費税増税は行わない」と宣言するほどで、これがその後代々の自民党政権に引き継がれた。皮肉なことに税と社会保障の一体改革としてこれに取り組んだのは民主党の野田佳彦内閣であり、政権を失う解散総選挙と引き換えに自民党に協力を迫り、社会保障改革と一体のものとして、消費税率を2014年4月に8%

へ、2015年10月に10%へと段階的に引き上げるという関係法案が、2012年8月10日成立した。8%への引き上げは第2次安倍内閣への政権交代後、法律通り2014年4月に実現した。

図表5に示す通り、今回は増減税と見合い施策だけ見れば、初めて5兆円(国だけとれば3兆円)のネット改善で、過去の持ち出しを漸く消したとも考えられる。

ただし景気に及ぼす影響という観点から見ると同時に5兆円の景気対策が決定されているのでフィスカル・ドラッグはゼロである。さらに言えば、こうして追加された景気対策は一回限りで終わることなく、毎年繰り返されるのが最近の傾向なので、実質的な国の財政収支バランス改善にはまだ寄与していないとも思われ、2015年10月に予定されていた10%への引き上げに期待されていた(前掲拙著)。

(4) 2019年10月の税率引き上げ(8%→10%)

残念ながらその期待に反し、第2次安倍内閣

は法律に定められた2015年10月の10%への引き上げを2度にわたって延期した挙句、予定された時期に遅れること4年の2019年10月ついに実施するに当たっては、食料品等に対する軽減税率の導入と教育無償化の拡大がセットにされたため、**図表6**に示す通り、財政収支改善効果は大幅に縮小してしまった。

(図表5) 2014年4月の消費税率引上げ(5→8%)時の財政収支バランス(兆円)

消費税率引上げに伴う増収	8(内国分6.0)
見合い減税	△1.0
低所得者支援(一部は後年度)	△2.0
差し引き小計	5.0(内国分3.0)
景気対策(国費)	△5.0
差し引き財政寄与	0(内国分△2.0)

(資料出所) 前掲【拙著・2016】より作成

(図表6) 2019年10月の消費税率引上げ(8→10%)時の財政収支バランス(兆円)

消費税率引上げに伴う増収	5.7
軽減税率導入	△1.1
消費税増税	4.6(内国分3.5)
低所得者支援	△1.1
教育無償化拡大	△1.7
見合い施策小計	△2.8
差し引き財政寄与	1.8(内国分1.4)

(注) 軽減税率導入に関しては所得税・たばこ税の増税、総合合算制度の見送り、消費税インボイス制度の導入等見合い財源が確保されているので差し引きゼロだという与党側の主張もあるが、筆者は、これらは消費税増税とは関係なくともいづれ当然に採られるべき措置だとの考えからカウントしない

(資料出所) 時事通信「図解・政治」消費税「増税分」の使途(2019年10月)などから筆者作成

(5) 消費税の財政収支改善効果まとめ

以上を総括すると、消費税3%は1989年度に増減税差し引き2.4兆円の減税で導入され、1997年度やはり0.3兆円(国に限ってみると1.2兆円)の差し引き減税で5%に引き上げられ、2014年度の8%への引き上げが漸く増減税等の差額としては5兆円(国に限ると3兆円)の収支改善となったものの、見返りの景気対策を考慮すると

この時もニュートラル(国だけでは2兆円のマイナス)だった。そして期待された10%への引き上げは5.7兆円の消費税増収がありながら、軽減税率の導入と教育無償化の拡大という後年度長くツケの尾を引く施策とのセットとされたため、平年度の改善効果としては僅か1.8兆円(国では1.4兆円程度)しか残らなかったということである。

もとより前節で述べた通り、消費税は税制のあるべき姿を実現するために導入されたものであり、その成果は目に見えて現れてはいるので、財政収支改善効果が乏しかったからと言って、些かもその意義が薄れるものではない。しかし、それにしてはなぜ景気後退の元凶と言われなければならないのか、これについて次節で各回の経済動向からトレースする。

消費増税後のGDPと個人消費の動向

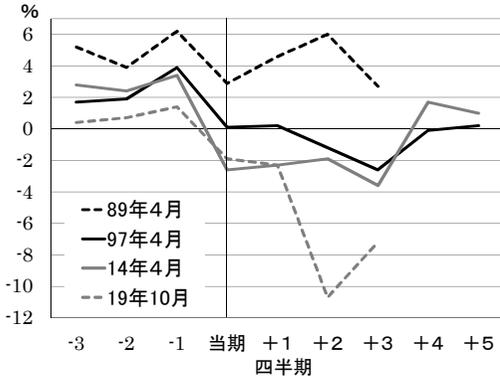
(1) 各回のGDPと個人消費支出の動向一覧

まず消費増税の前3四半期から後5四半期にかけての実質GDP(**図表8**)と個人消費支出(**図表7**)の前年同期比の推移を、それぞれの増税時ごとにグラフで示す。

増税直前四半期に大きな駆け込みがあり(前々期にも一部)、その反動で増税後消費が低迷、これが暫く続き、この消費動向が概ねGDPにも反映しているという点では各回共通の現象であり、これは避けがたいところ(文末で述べるようにその影響を可能な限り小さくする努力は必要であろう)である。しかしこれを捨象した動きについては増税時期ごとにそれぞれ特徴がある。

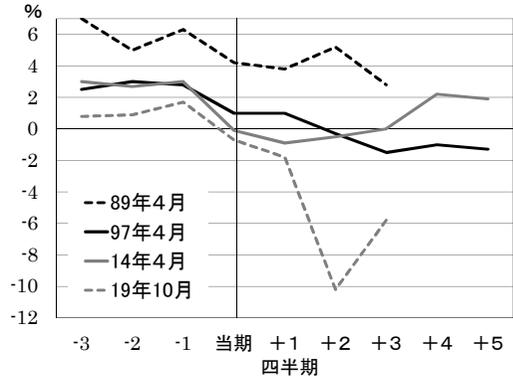
先ず1989年の消費税導入時はバブルの真只中であつたことから、消費は増税当期さえ反動がありながらも前年同期比2.6%ものプラスであり、その後も速やかに上昇し、GDPも高成長を続けた。これとは真逆に直近の2019年10月の増税は当期の反動落ちにすぐ引き続く2020年第1四半期からコロナの影響で消費もGDPも大幅

(図表7) 増税時ごとの
実質個人消費支出前年同期比伸率



(資料出所) 内閣府国民経済計算統計から筆者作成

(図表8) 増税時ごとの
実質GDP前年同期比伸率

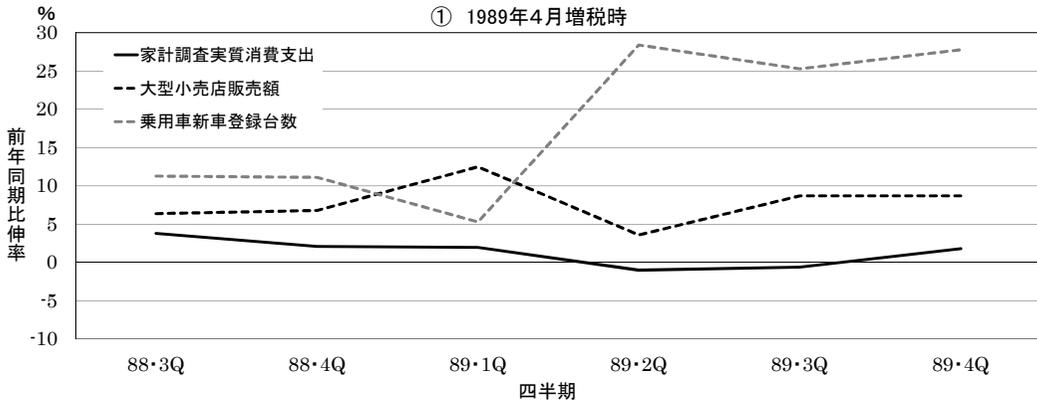


(資料出所) 内閣府国民経済計算統計から筆者作成

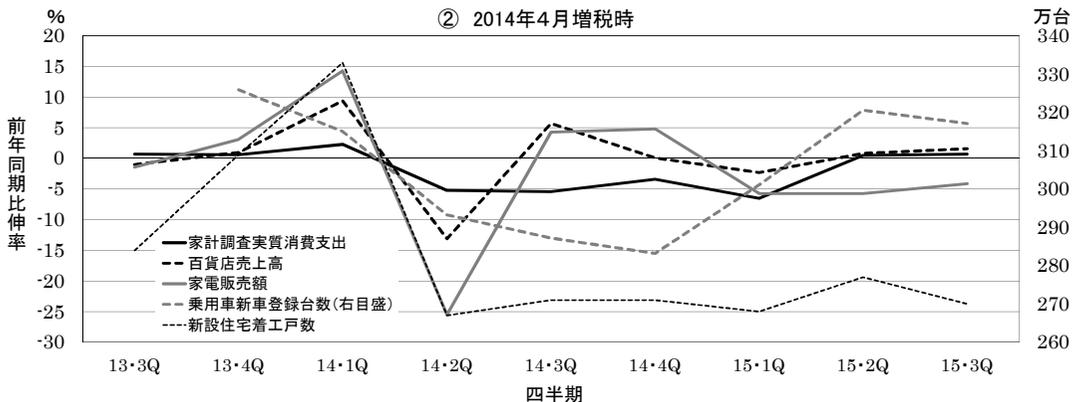
ダウンとなり消費税の影響はこれに埋没してしまっただけで、従ってこの2回からは消費増税の影響を取り出すことは困難である。

図表9の各時期の消費関連個別指標推移(1997年4月時については後出)で見るとこれが一層明瞭に表れている。

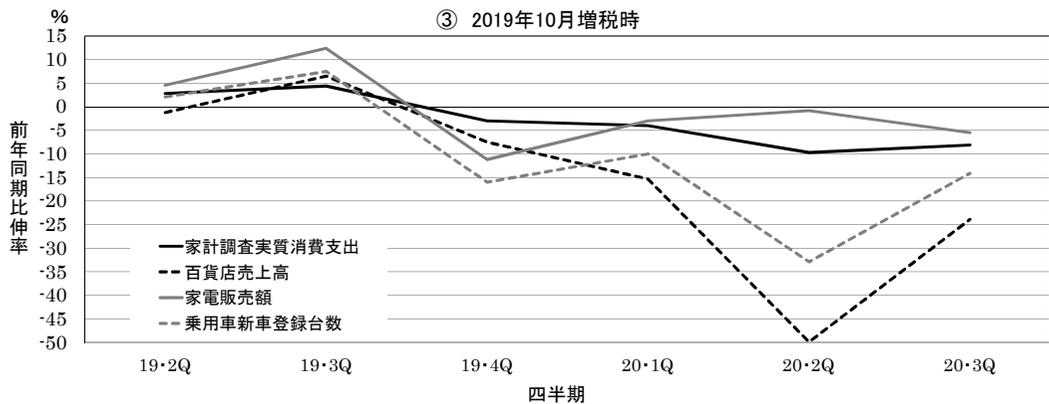
(図表9) 消費増税時期前後の個別消費指標等の動き



(資料出所) 前掲【水野 2006】p603第33表から筆者作成



(資料出所) 日本銀行金融経済月報から筆者作成



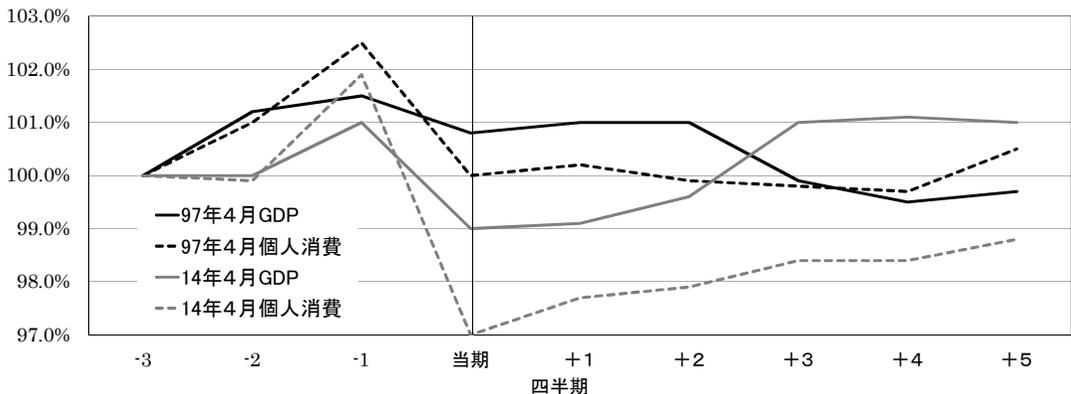
(資料出所) 日本銀行金融経済月報から筆者作成

バブルやコロナのない1997年4月と2014年4月の2回について見ると、図表7の個人消費支出と図表8のGDPからも違いが読み取れるが、この違いを一層浮彫りにすべく、この2回の個人消費支出とGDPの実数の推移を増税3期前=100%の指数で対比した(図表10)。太線が97年時、細い線が14年時で、それぞれ実線がGDP、点線が消費である。

これらから判ることは、先ずどちらの時期も消費の駆け込みが大きかったため、反動落ちの谷は深かった。生活実感とは必ずしも一致しないが、数字の上では2014年時の方が落ち込みが大きかった。それがGDPにも反映していたが、消費、GDP共に谷からの回復は急カーブであった。消費は1年経っても駆け込み前の水準には

戻っていないが、GDPは3四半期後には駆け込み前の水準に戻り順調に回復が続いた。これとは対照的に1997年時は、消費は増税翌期(7~9月)には持ち直したものの回復の力は弱く、一進一退気味のところへ11月の大型金融破たんが襲いかかって急速に冷え込み、これに輪をかけるようなペースで経済全体がマイナスの循環に陥った。この3期目のGDPの動きが全く逆方向だったのが両時期の決定的な差異だともいえる。こうした動きから1997年の消費増税引き上げが同年末からの未曾有の不況の元凶の様に扱われ、その後長きにわたり消費増税悪者論の主たる論拠となってしまったが、果たして本当に消費増税のせいだったのだろうか。以下これを検証したい。

(図表10) 97年増税時と14年増税時の個人消費とGDPの動きの違い



(資料出所) 内閣府国民経済計算統計から筆者作成

(2) 1997年4月の消費増税前後の経済の動き

1997年11月からの未曾有の不況の元凶は同年4月の消費税率引き上げ(3→5%)であるというのが、一部の詳しい中立的専門家(例えば前掲【石・2009】など)を除き多数説となっているようであるが、果たして本当にそうだったのだろうか。筆者が当時渦中であって日本銀行の金融政策決定会合で使用した説明資料を織り込んだ政策研究大学院大学での講義録(『グローバルイゼーション、高度情報化が飛躍的に進展するなかでの一国経済と金融』1996年)の核心部分を紹介する。

(注) 文中の統計計数はいずれも当時のものであるから、その後リバイズされた今日の計数とは一致しない。

(イ) フィスカル・ドラッグとアジア通貨危機

前述の通り、1997年の消費税の税率引き上げは先行減税と通算すればネットで減収であるが、先行減税は既に経済にビルトインされていたところなので、1996年度から1997年度にかけての財政面からの下押し圧力、いわゆるフィスカル・ドラッグの規模は、当時一応総額9.5兆円と推測された。

消費税率の引上げ	5兆円
特別減税の廃止	2兆円
復活	△1兆円
医療保険自己負担増	0.9兆円
公共投資の減	2.6兆円
(96年度41.9→97年度39.3兆円)	
合計	9.5兆円

これが実際に何時どのように実体経済に影響していったかは、それぞれの項目毎に異なるが、同年4月の消費税率引き上げと6月の特別減税廃止については、次に述べる個人消費の動きを見ると、駆け込みの反動減は別として消費の急速な落ち込みが起こるのは増税から7か月以上経った第3四半期(11月)以降のことなので、これがこの時期に景気の足を引っ張ったという足

取りにはなっていない。

また、7月のタイのフロート移行に始まる、タイ、インドネシア、韓国などアジア諸国の通貨経済危機が自動車関連など一部業種の輸出や、部品輸出、一部企業の不良資産に深刻な影響を及ぼしていったことは確かであるが、マクロの輸出入全体としては、景気上昇の続く米国向けや欧州向け輸出の好調に支えられ、外需全体としてはプラス寄与が続き、少なくとも短期的には景気を下押しするには至らなかった。

その後の景気を決定的に左右したのは同年11月からの個人消費を中心とする家計支出の動向である。

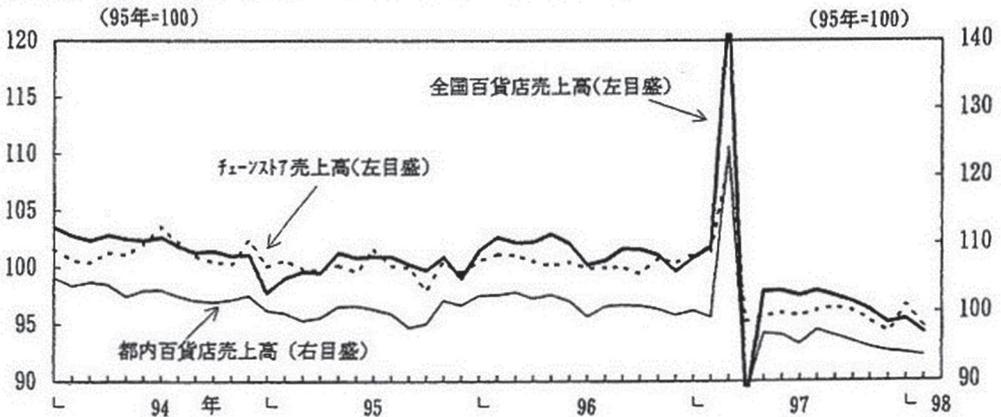
(ロ) 鍵となった個人消費など家計支出の動き

97年3月以降秋口までの各種消費関連指標の動きを図表11で追ってみると、指標毎に若干の差はあるものの、各種指標を通じて、①4月の消費税率引上げ直後、予想をはるかに上回った駆け込み需要の結果、反動減も予想外に大きかった(政策当局にとってのみならず、メーカー等の在庫判断を狂わせたという意味でも)という第一フェーズと、②そろそろ反動も消えようという夏から秋にかけての回復の鈍さ(各種指標共駆け込みが始まる前の水に中々戻らない)が気になる第二フェーズとがはっきり見て取れる。この第二フェーズは単に駆け込みとその反動の大きさだけでは説明しきれず、この時期、医療保険自己負担引上げや公的年金改革を巡る議論、さらには日産生命の破綻による民間生命・年金保険での給付カット不安の現実化等の結果、高齢化社会における国民負担高まりの予測と公的・民間を通ずる保険給付への不安が急速に高まっていったことが原因と考えられる。

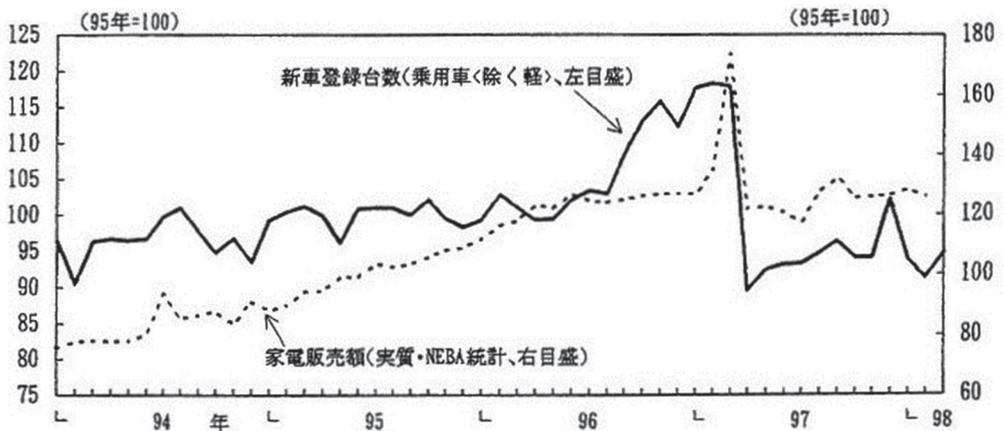
こうした伏線があるところに生じた第三フェーズの1997年11月以降の家計支出の急激な落ち込みは、何といたっても新たなショック、山一証券など大型の金融破綻がきっかけとなった金融システム不安とこれがもたらした将来への雇用・所得不安の異常なまでの高まりによる、消費者心理の急激な萎縮が働いた結果である。

(図表11) 個人消費関連諸指標の動き

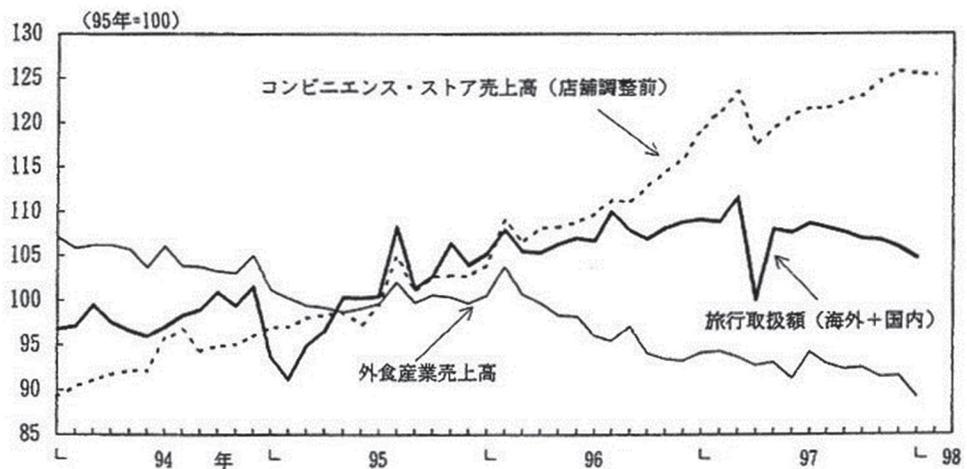
(1) 大型小売店販売高



(2) 耐久消費財



(3) サービス関連



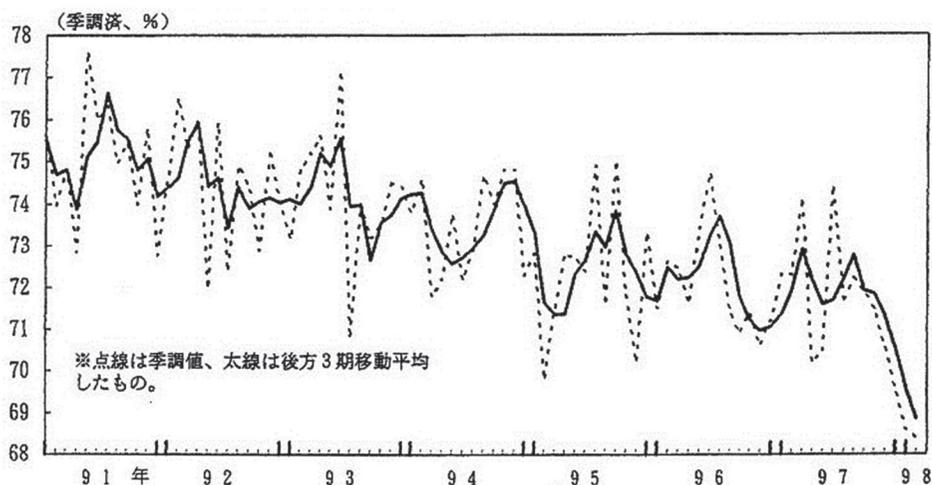
(資料出所) 日本銀行金融政策決定会合資料を筆者加工

これを確認するため消費者マインドを表す諸指標を図表12に示す。(1)の家計調査による消費性向の動きを見ると、97年10月の71.5から、11月70.6、12月69.6、98年1月68.6、2月68.4と、11月以降3ヶ月にわたり、毎月1ポイントずつ低下していった。(2)の各種マインド指標も同様の傾向を示している。消費性向の1ポイント低下は年率で有効需要の3.5兆円の喪失を意味するから、この個人消費に生じた初発のショックの大きさが理解できる(3ポイントで10.5兆円、

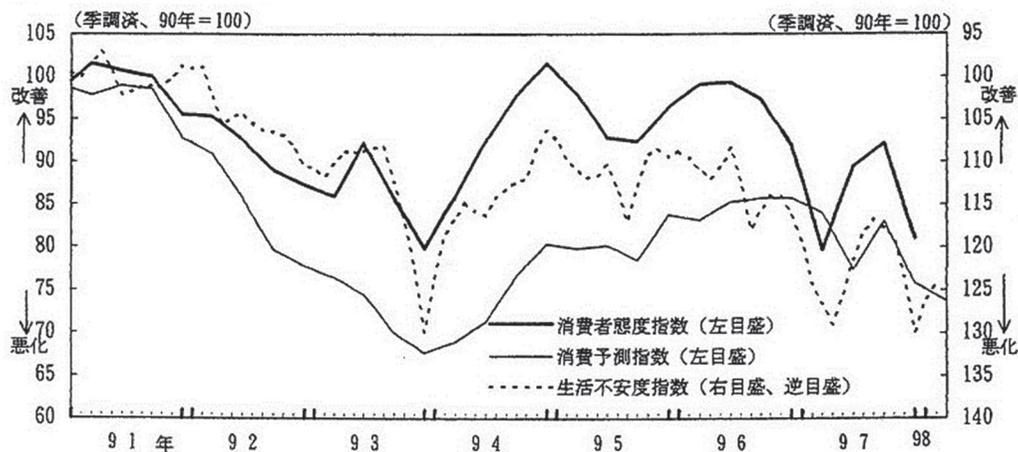
GDPの2.1%)。また、(2)の消費者態度指数は3月に消費税増税で一旦悪化したもののV字型に回復した。それが12月にまた大幅に悪化した理由は、統計の要因分析によると主に“雇用環境”に関する判断の悪化によるものであった。当時現実の雇用関連諸指標がまだそれ程悪化していない段階でこのような結果になっているのは、大型金融破綻によって大量の失業者が出たとの報道などを背景に、人々が自らの雇用環境についての不安を高めたり、“金融恐慌前夜”と

(図表12) 消費者マインドと消費者コンフィデンス

(1) 平均消費性向の推移(家計調査)



(2) 各種マインド指標



(資料出所) 日本銀行金融政策決定会合資料を筆者加工

いわんばかりの当時の雰囲気の中で、先行きについての不安感が高まり、いわゆる“予備的貯蓄 (precautionary saving)”動機が生ずることによって消費性向の低下に繋がったことを裏付けている。

さらに若干敷衍すると、今回のように、消費の動きが景気の流れを大きく規定したというのは、アメリカではよくあるが、戦後のわが国では極めて異例の現象であった。従来、わが国の個人消費は、景気遅行的に動くのが普通であり、景気の従属変数と考えられていた、これは、消費性向はある程度の期間均してみると安定的であり、個人消費は、主に所得で決まっていたからである。ところが今回は先ず消費性向そのものの急激な低下が先行した。その原因は今述べたとおりであるが、さらにその背景のひとつに消費構成の成熟化によって、耐久消費財や旅行、レジャーなどの選択的サービスのウェイトが生活必需品に比して高まるという消費構造の変化が進み、個人消費が従来よりも変動しやすくなってきているという長期的構造要因があると指摘されている。

この家計支出に生じたGDPの2.1%にも及ぶ初発のショックが、生産・出荷の減少、在庫の積み上がり→企業収益の圧迫→設備投資の減少→雇用所得の実際の悪化→さらなる支出の減少というマイナスの循環をもたらし、未曾有の不況を招いたというのが1997年末から98年にかけての経済の真実である。いずれにしても、こうした金融破綻や将来不安に起因する消費者行動の変化を7か月前の消費税率引き上げのせいにするのは、正しい解釈ではない。

結語

(1) まとめ

税率10%にまで引き上げられた消費税は、令和3年度(2021年度)当初予算で20兆円、一般会計税収の35%余(ほかに地方消費税5兆円)を占めるに至り、社会保障財源の安定的確保とい

う目的のうちの「安定的」という面では多大な貢献をした。しかしながら、「財源の確保」という面については、導入・増税に際しての見返りの減税や新規施策が大きく、差し引きでは僅かなものに止まる。何を見返りと見るかによって数字は変わるが、筆者の解釈では、導入時で2.4兆円、1997年増税時で0.3兆円のそれぞれマイナス、2014年増税時で景気対策を別として5兆円(含めるとゼロ)、2019年の10%への引き上げ時で1.8兆円のプラスで単純累計4.1兆円(2014年時の景気対策を考慮すると若干の持ち出し)となっており、「財源の確保」という点に限って見ると寄与は乏しい。

繰り返しになるが消費税は税制のあるべき姿を実現する目的で導入されたもので、財源確保面での寄与が僅かだからと言って些かもその意義が薄れるものではない(そうはいつでもこれに費やした多大な政治的エネルギーを考慮すると勿体ないとの感はあるが)。ただ差し引きの財政効果がニュートラルであるなら、セクターごとのアンバランスやタイミングのずれは別として、経済全体としては財政面からの景気下押し圧力、いわゆるフィスカル・ドラッグは起こったとしても軽微だったはずである。

にもかかわらず、バブル期は別として後の3回では現実に景気後退は起こり、消費税増税がその犯人扱いされている。しかし増税前の駆け込みとその反動落ちは別として、本当に消費増税が景気の足を引っ張ったのかを、それぞれの時期の消費やGDPの指標で検証した。その結果、2019年時は翌四半期のコロナの影響に埋没してしまったので何とも言えない、2014年時は反動落ちの規模が大きかったことから、消費自体は回復が長引き低迷が続いたが、経済環境が良くGDPは三四半期後には前年比プラスに転じ、その後順調な回復軌道に乗ったので景気後退と言うにしても軽微。

最もコントラバーシャルな1997年時について当時の指標を詳細に追跡すると、あの未曾有の不況の引金となる消費その他の家計支出の急激

な落ち込みが起こったのは増税後7か月を経過した11月、山一・北拓など大型の金融破綻と将来不安から消費者マインドが極度に委縮したことに起因するのであって、4月の消費税率引き上げのせいにするのは当を得ていない。

以上を通じて言えることは、過去4回の消費増税導入・増税のうち、バブル期と2014年時は駆け込みの反動落ちを比較的短期に乗り越えて経済が回復しており、消費増税が景気の足を引っ張るという現象ではなかった。消費増税後深刻な不況が起こった1997年時と2019年時は、それぞれ大型金融破綻の連続や将来不安の高まりによる消費者行動の変化、コロナという予期せざる不幸な出来事が続いた結果であって、消費増税のせいにするのはやはり「濡れ衣」であろう。

(2) 示唆される将来への教訓

最後にこの様な我が国の消費増税の歴史が示唆する将来への教訓を思いつくまま列挙する。

財政面での教訓としては、①増税とパッケージの減税等は出来るだけ同時施行が望ましく、やむを得ず減税先行させるとしてもそのタイムラグは極力短くすべきこと(1994年時の3年は長すぎた)、②増税と減税や歳出新規政策の導入のバランス計算上、辻褄合わせに「将来の自然増収に期待」をカウントする「絵に描いた餅」は厳に慎むべきこと、③法人税減税は個人の側からは見合い施策としては認識されないこと(前掲【水野・1993】p256)、④補正予算による景気対策は一回限りだと気を緩めず節度を以って臨むべきこと、⑤欧州の付加価値税に初めて出会った時の負担感のない「隠れた税金」だとの第一印象は所得税源泉徴収が発達していた日本では真逆で、国民の負担感が極めて大きく消費増税アレルギーの原因となったこと(岸宜仁『税の攻防』文芸春秋 1998年、前掲【石・2009】他)。すなわち今後必要となる国民負担の増加を訴えるに当たっては、消費増税一本鎗ではなく幅広い手段を組み合わせるのが賢明であること、などが挙げられる。なお、消費増税に当たって1989年

時のような国民の心に響くPRが大切であることは言うまでもない(前掲【岸・1998】)。

景気への悪影響(ないしその濡れ衣)を軽減するための教訓としては、何より増税のタイミングを失さないことである。もし1997年4月の増税が半年早ければ悪者にならずに済んだかもしれない。ただ事後に振り返ってあれこれいうことは簡単でも、その時点での判断は容易ではなかろう。もうひとつ前3回の教訓を踏まえて10%引き上げを控えた辺りから話題となってきたのが、駆け込みと反動減の山を均すことである。わが国では従来零細業者が消費増税を転嫁できず泣き寝入りすることや便乗値上げが社会問題化し、国が正確な転嫁を義務付けるような施策すら採られてきた。これが駆け込みと反動の山を大きくし経済に悪影響を与えてきた。消費増税も原価の一つなのだからこれを価格に反映させる時期は販売者の自由に任せるべきであり、国が機械的な転嫁を義務付けるべきではない、という指摘がなされ始め(東京財団政策研究所論考(税・社会保障改革)森信茂樹「消費増税の駆け込みを防ぐにはどうすべきか(その1、その2)」(2018年2月)など)、2019年10月の増税時にはこれが採り入れられた。残念ながらコロナに埋没してしまってその効果を検証することは困難であるが、正しい方向だと思われる。

(参考文献等)

- ・石 弘光『消費税の政治経済学』 2009年 日本経済新聞出版社
- ・岸 宜仁『税の攻防』 1998年 文芸春秋
- ・水野 勝『主税局長の千三百日』 1993年 大蔵財務協会
- ・同『税制改革五十年』 2006年 大蔵財務協会
- ・米澤潤一『グローバルイゼーション、高度情報化が飛躍的に進展するなかでの一国経済と金融』 1996年 政策研究大学院大学講義録
- ・同『国債膨張の戦後史』 2013年 金融財政事情研究会

- ・同 『日本財政を斬る』 2016年 蒼天社出版
- ・同 『横浜税関から見る世界と日本の経済』 本誌2017年2月号
- ・時事通信ウェブサイト「図解・政治」消費税「増税分」の使途(2019年10月)
https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_zeisei20190930j-05-w400
森信茂樹『消費増税の駆け込みを防ぐにはどうすべきか(その1、その2)』
- ・ウェブサイト 東京財団政策研究所論考(税・社会保障改革)(2018年2月)
<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2894>
<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2895>